

綾川町中小企業者等事業継続支援臨時給付金  
申請要項

令和2年6月

綾川町 経済課

# 1. 制度の概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上の急激な減少等、大きな影響を受けた町内事業者等に緊急的に給付金を支給します。

## 【支給対象者】

町内に住所や事業所を有する中小企業、小規模事業者、個人事業主、医療法人、農事組合法人、NPO 法人、社会福祉法人等（会社以外の法人についても幅広く対象とします。）

## 【対象要件】

- ・令和 2 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までのうち、連続する 3 ヶ月間の売上が前年同期比で 30%以上減少しているもの。
- ・町税を完納しているもの（町の方で確認させていただきます）
- ・法人にあっては、町に法人町民税の申告があること、個人事業主にあっては所得税の確定申告をしているもの。

## 【支給額】

1 事業者あたり 20 万円

## 【提出書類】

- ①給付金申請書（様式第 1 号）
- ②給付金請求書（様式第 2 号）
- ③誓約書（様式第 3 号）
- ④臨時給付金を振込む先の通帳のコピー
- ⑤前年度確定申告書類の写し
- ⑥前年の連続する 3 ヶ月間の売上がわかるものの写し  
（確定申告書の月別内訳、帳簿の写し 等）
- ⑦対象の連続する 3 ヶ月間の売上がわかるものの写し  
（試算表、帳簿の写し 等）
- ⑧本人確認できるものの写し（個人事業主の方のみ）

※詳細は次のページ以降をご覧ください。

## 2. 支給要件

### ●支給対象者

- (1) 次のいずれかに該当しているものであること
  - ①中小企業基本法第2条に規定する規模の会社
  - ②フリーランスを含む個人事業者であり、「個人事業の開業・廃業等届出書」または「事業開始等申込書」を所管の税務署または県税事務所へ提出し、個人で事業を営んでいるもの
  - ③医療法人、農事組合法人、NPO法人、社会福祉法人等、会社以外の法人
- (2) 令和2年3月末以前に創業または開業し、今後も事業を継続する意思があること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年1月1日から令和2年12月31日までのうち連続する3ヶ月間の売上が前年同期比で30%以上減少していること。
- (4) 法人にあっては、町内に事業所があり、町において法人町民税の申告があること。  
個人事業主にあっては、町内に住所または事業所を有し、所得税の確定申告をしていること。
- (5) 町税を完納していること。

※町税が完納していることの確認、及び法人町民税の申告があることの確認については、町で確認させていただきます。

### ●支給対象外

次の各号のいずれかに該当する中小企業者等は支給の対象外となります。

- (1) 暴力団、暴力団員、またはこれらのものと関係を有するもの。
- (2) 国、公共法人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」または当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者。
- (4) 政治団体
- (5) 宗教上の組織若しくは団体。
- (6) 第1条の趣旨に照らして、支給対象者とするのが適当でないと町長が認める者。

### 3. 申請期間と方法

#### ●郵送申請（口座振込）

- ・申請期間 令和2年6月22日（月）～令和3年1月15日（金）当日消印有効
- ・申請先 〒761-2392 綾歌郡綾川町滝宮 299 番地  
綾川町役場 経済課 事業継続支援 係 宛

※簡易書留等郵便物が追跡できる方法で郵送してください。

#### ・必要なもの

- ①給付金申請書（様式第1号）
- ②給付金請求書（様式第2号）
- ③誓約書（様式第3号）
- ④臨時給付金を振込む先の通帳のコピー  
（通帳の表面+通帳を開いた1・2ページ目）
- ⑤申請内容を証明する書類

#### <法人の場合>

- ア 対象の3ヶ月間の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書類の写し
- イ 前年の連続する3ヶ月間の売上がわかるものの写し
- ウ 対象の連続する3ヶ月間の売上がわかるものの写し

#### <個人の場合>

- ア 令和元年分の確定申告書類の写し
- イ 前年の連続する3ヶ月間の売上がわかるものの写し
- ウ 対象の連続する3ヶ月間の売上がわかるものの写し
- エ 本人確認できるものの写し

※様式第1号から様式第3号は、町ホームページからダウンロードできます。

※臨時給付金の支給は口座振込のみとなります。

※確定申告書の控えには、收受印が押印されていること。e-Taxによる場合は、「受信通知」を添付すること。

※申請内容を証明する書類の詳細については、4ページ目、5ページ目を必ずご確認ください。

## 4. 申請内容を証明する書類の詳細

### 【法人の場合】

ア	確定申告書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象の3ヶ月間の属する事業年度の直前の事業年度(原則令和元年度)の確定申告書別表1の控え(1枚)</li> <li>・法人概況説明書の控え(表面・裏面)</li> </ul>
イ	前年の連続する3ヶ月間の売上がわかるものの写し	<p>確定申告の基礎となった資料 (連続する3ヶ月間分)</p> <p>※令和○年○月と明確に記載されているもの 例) 経理ソフトから抽出した売上データ エクセルで作成した売上データ 手書きの売上帳のコピー 等</p>
ウ	対象の連続する3ヶ月間の売上がわかるものの写し	<p>対象の連続する3ヶ月間の売上台帳、帳面その他申請日の対象期間の属する事業年度の確定申告の基礎となる資料</p> <p>※令和2年○月と明確に記載されているもの 例) 経理ソフトから抽出した売上データ エクセルで作成した売上データ 手書きの売上帳のコピー 等</p>

※確定申告書の控えには、收受印が押印されていること。

e-Taxの場合は、「受信通知」を添付のこと。

【個人事業主の場合】

ア	令和元年度分確定申告書の写し	<青色申告・白色申告の場合> 確定申告書第1表（令和元年年分）
イ	前年の連続する3ヶ月間の売上がわかるものの写し	<青色申告の場合> ・所得税青色申告決算書（1枚目及び月別売上金額が記載されている2枚目） <白色申告の場合> ・収支内訳書 ・申告の基礎となる月ごとの帳簿の写し（連続する3ヶ月分）
ウ	対象の連続する3ヶ月間の売上がわかるものの写し	対象の連続する3ヶ月間の売上台帳、帳面その他申請日の対象期間の属する事業年度の確定申告の基礎となる資料 ※令和2年〇月と明確に記載されているもの 例）経理ソフトから抽出した売上データ エクセルで作成した売上データ 手書きの売上帳のコピー 等
エ	本人確認ができるものの写し	次のいずれか ・運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能） ・個人番号カード（表面） ・写真付き住民基本台帳カード（表面） ・住民票+パスポート ・住民票+各種健康保険証

※確定申告書の控えには、收受印が押印されていること。

e-Tax の場合は、「受信通知」を添付のこと。

※確定申告書の写しは、マイナンバー部分を黒塗りしたものを提出してください。

## 5. 給付金の算定方法

令和2年1月1日から令和2年12月31日までのうち連続する3ヶ月間の売上が前年同期比で30%以上減少していること。

○売上減少率の求め方 
$$\frac{(B) - (A)}{(B)} \times 100$$

(A) 令和2年の任意の連続する3ヶ月間の売上高の合計

(B) 前年の同期間の売上高の合計

### 通常の場合（事例）

	1月	2月	3月	合計	減少率	給付の可否
令和2年	150万	20万	50万	220万(A)	37.1%	○
令和元年	100万	150万	100万	350万(B)		

	3月	4月	5月	合計	減少率	給付の可否
令和2年	100万	150万	100万	350万(A)	30.0%	○
令和元年	200万	150万	150万	500万(B)		

	5月	6月	7月	合計	減少率	給付の可否
令和2年	100万	80万	120万	300万(A)	21.0%	×
令和元年	150万	80万	150万	380万(B)		

### 特例 1 (事例)

申請する日において、開業または創業後 1 年を経過していない場合は、令和 2 年 4 月までの任意の 1 ヶ月間の売上を 3 倍し、その後の連続する 3 ヶ月間の売上の合計と比較して 30%以上減少していることを確認して申請してください。

	2 月	2 月の 3 倍	4 月	5 月	6 月	4~6 月 合計	減少率	給付の 可否
令和 2 年	100 万	300 万	80 万	50 万	60 万	190 万	36.6%	○

	R 元年 12 月	12 月の 3 倍	R2 年 3 月	R2 年 4 月	R2 年 5 月	3~5 月 合計	減少率	給付の 可否
売上	120 万	360 万	100 万	80 万	70 万	250 万	30.5%	○

### 特例 2 (事例)

事故や災害等の特殊事情により前年同期の売上が著しく低かった場合は、前々年の売上と比較し、連続する 3 ヶ月間の売上が 30%以上減少していることを確認して申請してください。

※特例での算出をした方については、申請書（様式第 1 号）の「特例にて算出した理由」を記載し、その理由を証明する資料を添付してください。

例) 開業・創業後 1 年を経過しておらず前年の連続する 3 ヶ月間と比較できない場合

→個人の場合は開業届等、法人の場合は履歴事項全部証明書 等

※開業・創業後 1 年を経過しておらず、確定申告がまだの方は、「確定申告書の写し」の添付は不要です。



## 6. 申請後の流れ・不正受給時の対応

### ○申請後の流れ

申請内容・証拠書類等を確認させていただき、不明点等がありましたら電話等でご連絡させていただきます。また、不備の内容によっては返送させていただく場合もありますので、ご承知おきください。

口座振込については、申請書等が届き次第審査させていただき、不備等がなければ2週間程度を目途にお振込みさせていただきます。

なお、振込通知等を行いませんので、通帳の記帳等によりご確認ください。

### ○不正受給時の対応

給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが明らかになったものまたは、偽りその他不正な手段により支給を受けたものに対しては、返還を求めます。

## 7. お問い合わせ

綾川町役場 経済課

TEL：087-876-5282